

(別紙様式第1)

裁判所 使用欄	A			千円	B			千円	I D	
	確認印				確認印				受付日	

### 修習専念資金貸与申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、修習専念資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、最高裁判所から修習専念資金を貸与する旨の通知がされ、修習専念資金の貸与を受けることとなった場合、裁判所法(昭和22年法律第59号)、規則及び修習専念資金貸与要綱(平成24年11月3日施行。最終一部改正施行日:平成29年11月1日)に規定する事項を遵守するとともに、貸与された修習専念資金については、最高裁判所の定める日までに必ず返還することを誓約します。

おって、最高裁判所が修習専念資金の貸与に関して提供を受けた個人情報、修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

#### 記

#### 1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ 氏	名	押印欄 	生年月日	西暦	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
	フリガナ (〒 - )	都道府県									
現住所											
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))											
メールアドレス											

#### 2 保証人等(①又は②のいずれかを選択する。)

<input type="checkbox"/> ① 保証人二人を指名します。		
<input type="checkbox"/> ② 最高裁判所の指定する金融機関に対して申請者の個人情報及び修習専念資金の貸与に関する情報を提供することについて同意の上、当該金融機関に保証を委託します。		
添付書類	<input type="checkbox"/> ①の場合 <input type="checkbox"/> 保証書(各1通)	<input type="checkbox"/> ②の場合 <input type="checkbox"/> 保証委託書(1通)

#### 3 修習専念資金の一貸与単位期間の申請額(該当するものを選択する。)

<input type="checkbox"/> 10万円(基本額)	
<input type="checkbox"/> 12万5千円(基本額に加算した額)	
加算要件	規則第3条第2項 ① 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がある。 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある。 ③ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)がある。
添付書類	<input type="checkbox"/> 申述書 <input type="checkbox"/> その他( )
留意事項	基本額に加算した額の申請をする場合には、申述書(配偶者があることを理由とする場合には、配偶者と連名のもの)を添付し、配偶者以外の扶養親族があることを理由とする場合には、当該扶養親族の身分証明書(健康保険証、運転免許証、母子手帳等)の写しを添付すること。 また、配偶者及び子以外の扶養親族があることを理由に基本額に加算した額の申請をする場合には、上記のほか、当該扶養親族の収入に関する証明書(非課税証明書、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)を添付すること。なお、配偶者及び子以外の扶養親族とは、(1)に該当する者(②)に該当する者を除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。 (1) i 満60歳以上の父母及び祖父母 ii 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹 iii 重度心身障害者 (2) i 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 ii 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

#### 4 振込先口座(①又は②のいずれかを選択し、振込先口座の通帳等の写しを、別添貼付用紙に貼付する。)

修習専念資金について、次の口座への振込を申し出ます。

<input type="checkbox"/> ① 銀行等			
金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> その他( )	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	※口座番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。		
<input type="checkbox"/> ② ゆうちょ銀行			
記号	1	0	※通帳に記載されている記号及び番号を記載すること。
番号	※番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。		

【記載例】

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印してください。

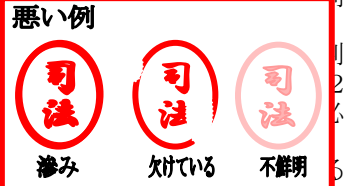


修習専念資金貸与申請書

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

最高裁判所 御中

私は、修習専念資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申す。  
 なお、最高裁判所から修習専念資金を貸与する旨の通知がされ、修習専念資金の貸与に関する法律(昭和22年法律第59号)、規則及び修習専念資金貸与要綱(平成24年11月2日施行)並びに平成24年9月11日1)に規定する事項を遵守するとともに、  
 専念資金の貸与に関し、当該事務を委託する者について同意します。



スタンプ式の使用はできません。  
 朱肉で鮮明に押印してください。  
 押し損じた場合は、余白に押し直してください。

戸籍姓を記載してください  
 (旧姓・通称は不可)。  
 フリガナを記載してください。

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ	シホウ	名	イチロウ	押印欄	生年月日	西暦	1	9	9	0	年	0	9	月	2	7	日
	氏	司法	名	一郎			司法											
現住所	フリガナ	サイタマケン ワコウシ ミナミ	現住所のフリガナ、郵便番号も記載してください。			現住所は正確に記載してください。												
	(〒)	351 - 0104	埼玉県	和光市南2-3-8-201														
電話番号	0 4 8 - 4 6 0 - × × × ×										※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。							
メールアドレス	× × × × × × ×										@ × × × . × × . × ×							

2 保証人等(①又は②のいずれかを選択してください。)

① 保証人  
 ② 最高裁判所の指定する金融機関に対して申請者の個人情報及び修習専念資金の貸与に関する情報を提供することについて同意の上、当該金融機関に保証を委託する者  
 ①または②のいずれかを選択してください。  
 ②の場合、必ず書類を添付してください。

添付書類 ①の場合  保証書(各1通) ②の場合  保証委託書(1通)

3 修習専念資金の一貸与単位期間の申請額(該当するものを選択する。)

10万円(基本額)  
 12万5千円(基本額に加算した額)  
 いずれかを選択してください。  
 扶養加算要件に該当する場合、「基本額に加算した額」を選択できます。

加算要件  
 ① 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がある。  
 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある。  
 ③ 一般職の職員(扶養加算を希望する場合、申述書等添付書類を同封してください。)の扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子)である者

添付書類  申述書  その他( )

留意事項  
 基本額に加算した額の申請をする場合には、申述書(配偶者があることを理由とする場合には、配偶者と連名のもの)を添付し、配偶者以外の扶養親族があることを理由とする場合には、当該扶養親族の身分証明書(健康保険証、運転免許証、母子手帳等)の写しを添付すること。  
 また、配偶者及び子以外の扶養親族があることを理由に基本額に加算した額の申請をする場合には、上記のほか、当該扶養親族の収入に関する証明書(非課税証明書、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)を添付すること。なお、配偶者及び子以外の扶養親族とは、(1)に該当する者(2)に該当する者を除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。  
 (1) i 満60歳以上の父母及び祖父母 ii 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹 iii 重度心身障害者  
 (2) i 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 ii 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

申請者本人名義の口座に限ります。  
 また、貯蓄口座への振込みはできません。

4 振込先口座(①又は②のいずれかを選択し、振込先口座の通帳等の写しを、別添付書類として提出してください。)

修習専念資金について、次の口座への振込を申し出ます

① 銀行等  
 ② ゆうちょ銀行

修習中に利用しやすい金融機関の口座を指定してください。

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
	<input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫	<input checked="" type="checkbox"/> 支店		<input type="checkbox"/> 当座
口座番号	0 0 1 2 3 4 5	※口座番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。		

② ゆうちょ銀行  
 7桁に満たない場合は、左側に「0」を記載して7桁にしてください。

記号	1	※番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。
番号		